

石島会計メモ



中央区日本橋本石町 4-5-12
友泉本石町ビル 3階
石島公認会計士事務所
(03)3275-1311
発行責任者 石島洋一

平成26年10月号

争族予防策として、『遺言』のおススメ

☆☆節税策も大事だが…

相続については、その節税策も大事ですが、遺産の継承をスムーズにすることを考えることが大切です。遺産を巡って、特に兄弟間で争いになるケースが後を絶たないからです。私たちも職業柄、こうした近親者達の紛争を間近に見ることがあります。

親が子供のためにと一生懸命築きあげた財産を巡って、兄弟間で争いが始まってしまうのですから皮肉なものです。



特に、両親が亡くなって、兄弟だけになったとき、親という「重し」がはずれ、それぞれの配偶者まで「参戦」しての争族になると、親の期待とは真逆の状況が発生してしまうのです。

そんなことを避ける意味で、『遺言の作成』を是非おすすめしたいと思います。「自分は、そんなに財産がないから…」と遺言作成に消極的な人もいますが、財産が多かろうが少なかろうが、身内の争いを引き起こさないためには、遺言の作成は是非しておきたいところです。

☆☆夫婦間に子供がいないときの遺言の必要性

夫婦間に子供がいないときは、相続人は配偶者一人だとカン違いしやすいところです。被相続人の親がすでに死亡していて、夫婦間に子供がいないときの法定相続分は配偶者に4分の3、兄弟姉妹に4分の1です。兄弟姉妹(死亡の時は、その子)も法定相続人なのです。

「世帯を別にしていて兄弟よりも、永年連れ添った奥さんに自分のすべての財産を相続させたい」と思うご主人は多いでしょう。しかし、民法では、被相続人に子供や親がないときは、4分の1は兄弟姉妹に相続権があるとされています。

そこで、効果を発するのが遺言です。遺言で「すべての財産を妻に…」としておけば、奥さんがすべてを相続することになります。「遺留分(法定相続分の半分を相続できる権利)があるのではないか」と思われる人がいるかもしれませんが、被相続人の兄弟姉妹には遺留分はありません。ですから、遺

言によって、すべての財産を奥さんが相続できるのです。

また、相続人以外に遺贈したい場合も、遺言に残しておかないといけません。どんな財産を遺贈したいのか、明確にしておくことが肝要です。

☆☆自筆遺言と公正証書遺言

遺言の作成は自分だけでもできます。自筆で遺言内容を書き、署名や日付けの記入などの一定要件を満たせば、有効な遺言になります。しかし、自筆遺言の場合は、記入の仕方に不備があると無効になりますし、裁判所の「検認」という手続きを経ないといけません。

そこで、おすすめしたいのが公正証書遺言です。

これは、本人と証人二人（証人は他人でなくてはなりません）が、公証役場に出向き、公証人に遺言を作成してもらう手続きです。



公証役場などというと、敷居が高いように感じられますが、石島会計にご相談あれば、私どもが証人となり、立ち会っています。また、公証人に遺言を作成してもらうのですが、実際には事前に私どもが連絡係として、公証人と事務的調整をとらせていただき、当日は簡単な手続きとなります。

ですから、公正証書遺言の作成については、まったく不安を感じずに作成して頂いています。なお、公証人に支払う手数料は財産金額等によって異なりますが、5万円～15万円程度が多くなっています。

☆☆相続人が皆、納得するためには…

最近の相続案件ですんなりと終了したケースが何件かありました。いずれも公正証書遺言が作成してあったのですが、その概略を被相続人が常に相続人達に伝えていたのです。「遺言書を作ったよ」というというのではなく、遺産を分割する方向性を相続人に伝えていたのです。「あの土地は長男に」とか、「現金預金は半々で」とか、生きているうちに公表していました。確かに、相続人にしてみたら、いきなりの遺言で一喜一憂させられるより、生前から相続人にある程度の内容を話してもらっておいた方が、いざという時の納得感につながっていくようです。

相続については、来年から大幅増税となることもありますし、いろいろな問題が絡み合ってきます。お悩みのことがありましたら、石島会計までご相談ください。



(文章：石島洋一)

石島会計と深い つながり？

柔道



石島会計のスタッフ田代真紀のご主人、田代光恭氏は、かつて全日本柔道選手権で優勝した経験を持つ方です(1984年講道館杯全日本体重別選手権95kg超級優勝)。しかも、その田代光恭氏が審判を務めた葛飾区の子供柔道大会で、石島会計の芦原衛の長男慎太郎君が優勝するという縁の深さ(審判に不正があったわけではありません(笑))。

石島会計と柔道界との深いつながり…、と言うほどのことはありませんが、ご主人から学んだという柔道について田代真紀がご紹介します。

まさに日本生まれの武道

柔道(正式名称:日本伝講道館柔道)は創始者である嘉納治五郎師範が、古来より日本に伝わる「柔術」を学び、新たに技術的工夫と思想的創意を加えて体系化した体育・勝負・修心の道です。「柔道は心身の力を最も有効に使用する道であり、この原理はスポーツ運動の基本でもある」と言っています。

明治15(1882)年、東京下谷にわずか12畳の広さの道場を開き、柔道は単なる武術ではなく人間の踏み行うべき道である、として道場名を「講道館」としました。国際柔道連盟(IJF)の規約第1条に「IJFは嘉納治五郎により創設されたものを柔道と認める」という一文があり、まさに日本人が作り世界中に広まったスポーツと言えます。

柔道とオリンピック、そして山下さん

柔道競技がオリンピック種目になったのは、アジアで最初のオリンピック、昭和39(1964)年第18回東京大会からです。試合会場は日本武道館でした。結果は軽量級、中量級、重量級では金メダル、体重無差別級では銀メダルでした。今と違って4階級での戦いでした。



オリンピックの柔道という印象に残るのが山下泰裕さんです。たまたま、主人が中学の時、相撲をやっていて、全国中学校相撲選手権で優勝したのです（ちょっと自慢）。その後、相撲の世界に入るかどうか迷っていたとき、山下さんから電話をもらったのです。「一緒にやろうよ」。この電話で主人は柔道をやすることを決意したようです。今でも時々、山下さんとお会いしますが、本当に優しく穏やかな方です。

2つのルール

柔道のルールには、講道館柔道試合審判規定（講道館ルール）と国際柔道連盟試合審判規定（IJF ルール）の2種類があります。日本国内の多くの試合では講道館ルールが、IJF ルールはオリンピックや世界選手権を含む国際大会で使用されています。

1994年に審判員を監督するジュリー（審判委員）制度が導入され、それまで判定は主審1名副審2名で行われていたものが、畳上は主審が1名、副審は畳下の審判員席でビデオチェックを行ないながら審判を行うように変わっています。

判定：「一本」「技あり」「有効」の判断があり、勝負の判定は「一本」または「優勢勝ち」で決まります。一本勝ちとは、「一本」を取るのはもちろん、技ありが2回で「合わせ技一本」となります。



編集者注…家庭では元チャンピオンのご主人はどんな存在？と田代に聞くと「とにかく優しいです」という熱い返事。これには参った、「一本！」

試合時間：試合時間は3分から20分の間で、あらかじめ定めます。（一般の部は5分、中学生なら3分など）。ただし、試合時間の延長を行なうことができます。

我が事務所の芦原さんは親子で柔道を楽しんでいます。私の主人はある試合会場にて、芦原さんのお子さんたちが目を輝かせながら試合を観戦していたのを見て、柔道の道に進んでくれるならいい学校を紹介すると言っています。

どうですかね？・・・ 芦原さん！！



田代家と同じように、芦原家にもカップが並ぶか、乞ご期待！